

# 計 画 書

釜石都市計画土地区画整理事業の変更(釜石市決定)

釜石都市計画片岸地区被災市街地復興土地区画整理事業を次のように変更する。

名 称	片岸地区被災市街地復興土地区画整理事業	
面 積	約 22.7 h a	
公共施設の配置	道 路	交通の円滑化や災害時の緊急輸送路の確保を図るため、幹線道路の線形を変更するとともに、歩車道の分離等に配慮して整備する。また、土地利用計画との整合や歩行者動線等も踏まえ、区画道路を適宜配置する。
	公園及び緑地	公園は、誘致距離や周辺環境、景観等を考慮し、適宜配置する。
宅地の整備	災害に強いまちづくりを行うため、盛土により住宅地を形成する。国道 45 号沿道については、商業系や工業系の土地利用とし、街区規模を適正に設定する。	

「施行区域は計画図表示のとおり」

## 理由

東日本大震災の大津波により壊滅的な被害を受けた本地区の復興にあたり、土地区画整理事業の事業計画の具体化に合わせて本案のように変更する。

## 変 更 理 由 書

本地区は、東日本大震災により壊滅的被害を受けた市街地を復興するため、平成 24 年 11 月 30 日に釜石都市計画片岸地区被災市街地復興土地地区画整理事業として都市計画を決定した。その後、事業計画の検討にあたり、地元地権者や関係機関との協議を進めたところ、地区界にある施行区域の一部において、権利者が住宅の自主再建を図るため、その一部の土地を区域から除外して、本事業を進めることが合理的であることから、施行区域を変更するものである。

## 変 更 対 象 表

名 称	片岸地区被災市街地復興土地区画整理事業	
面 積	(変更前) 約 23.5 h a	
	(変更後) 約 22.7 h a	
公共施設 の 配 置	道 路	交通の円滑化や災害時の緊急輸送路の確保を図るため、幹線道路の線形を変更するとともに、歩車道の分離等に配慮して整備する。また、土地利用計画との整合や歩行者動線等も踏まえ、区画道路を適宜配置する。
	公園及び緑地	公園は、誘致距離や周辺環境、景観等を考慮し、適宜配置する。
宅地の整備	災害に強いまちづくりを行うため、盛土により住宅地を形成する。国道 45 号沿道については、商業系や工業系の土地利用とし、街区規模を適正に設定する。	

※施行区域の面積変更のみ。

## 都市計画の変更に関わる土地の区域

### 変更を行わない部分

区 分	市町村名	大 字	字	一部及び全部
変更を行わない部分	釜石市	片岸町	第1地割	一部

### 変更を行う部分

区 分	市町村名	大 字	字	一部及び全部
変更を行う部分	釜石市	片岸町	第2地割	一部
			第3地割	一部
			第4地割	一部
			第8地割	一部
			第9地割	一部

# 釜石都市計画図

都市計画道路	幅員(m)	延長(km)	備考
3-1-3-1 沼津線	22.5	13,190	
3-2-1 坂元線	30	170	
3-2-2 寺道線	30	310	
3-2-3 絆子町中央線	30	70	
3-2-31 絆子町中央線	32	1,270	
3-4-4 藤石甲子線	15	16,500	
3-4-5 寺尾新田線	20	150	
3-4-6 釜石駅前線	20	1,970	
3-4-7 松浜高谷線	15	1,830	
3-4-8 平津渡大沢線	15	4,180	
3-4-9 上中線	15	300	
3-5-10 奥河津線	18	460	
3-5-11 兵庫高谷線	12	350	
3-5-12 大栗水戸線	15	1,170	
3-5-13 絆子町北線	12	410	
3-5-14 絆子町東線	12	70	
3-5-15 絆子町西線	12	70	
3-5-16 中津町線	12	6,020	
3-5-17 新町小川線	12	1,980	
3-5-18 小倉野線	12	100	
3-5-19 小倉野田線	12	2,850	
3-5-20 松倉中道線	12	320	
3-5-21 松倉駅線	12	140	
3-5-30 絆子町14線	14.5	1,130	
3-6-22 只瀬中道線	10	880	
3-6-23 只瀬大沢線	10	2,400	
3-6-24 只瀬大沢線	10	280	
3-6-25 只瀬大沢線	10	380	
3-6-26 只瀬中道線	10	260	
3-6-27 絆子町中道線	11	1,580	
3-6-28 松倉中道線	8	360	
3-6-29 只瀬中道線	8	630	
3-6-32 只瀬大沢線	8	340	

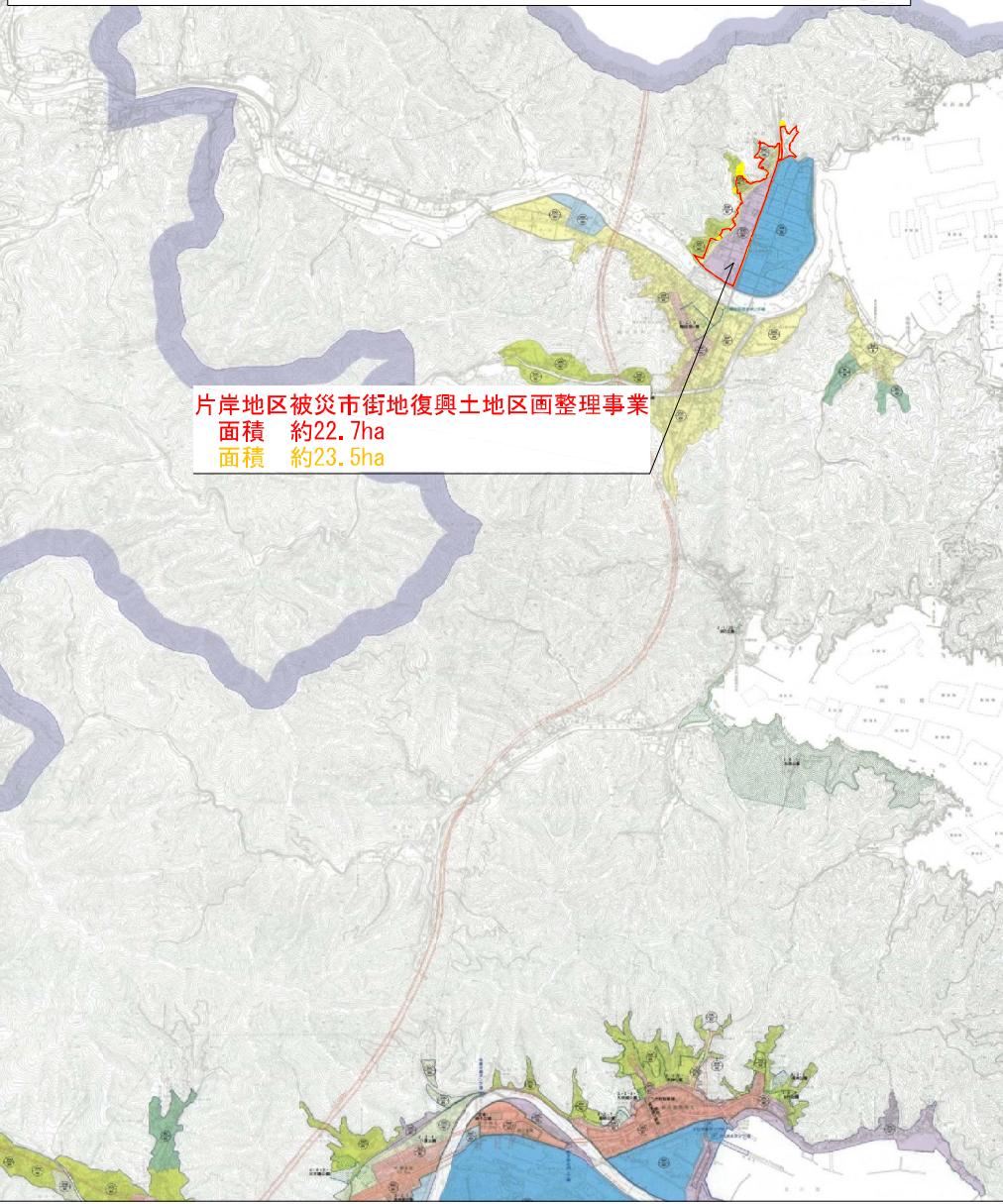
公園・緑地・広場	名称	所在地	面積(ha)	開設年月日	延長(km)
2-2-1	釜石公園	釜石町月17日	0.14	昭和15年10月3日	0.12
2-2-2	新町公園	釜石町新町	0.19	昭和27年2月28日	0.19
2-2-3	野田公園	釜石町野田	0.15	昭和27年7月17日	0.15
2-2-4	八雲公園	釜石町八雲	0.19	昭和27年3月27日	0.19
2-2-5	天神公園	釜石町天神	0.12	昭和27年3月27日	0.12
2-2-6	松原公園	釜石町松原	0.13	昭和27年3月27日	0.13
2-2-7	絆子公園	釜石町絆子	0.13	昭和27年2月18日	0.13
2-2-8	大沢公園	釜石町大沢	0.33	昭和27年11月30日	0.33
2-2-9	釜石公園	釜石町釜石	0.27	昭和27年1月7日	0.27
2-2-10	野田公園	釜石町野田	0.43	昭和27年3月27日	0.43
2-2-11	松原公園	釜石町松原	0.42	昭和27年10月10日	0.42
2-2-12	絆子公園	釜石町絆子	0.29	平成4年8月1日	0.29
2-2-13	藤石公園	釜石町藤石	0.07	昭和15年10月2日	0.07
2-2-14	小倉野公園	釜石町小倉野	0.10	昭和27年3月27日	0.10
2-2-15	小倉野公園	釜石町小倉野	0.15	昭和27年12月7日	0.15
2-2-16	小倉野公園	釜石町小倉野	0.07	昭和27年3月27日	0.07
2-2-17	日向公園	釜石町日向	0.15	昭和27年12月7日	0.15
2-2-18	釜石公園	釜石町釜石	0.12	昭和27年12月15日	0.12
2-2-19	釜石公園	釜石町釜石	0.15	昭和27年1月16日	0.15
2-2-20	大栗公園	釜石町大栗	0.15	昭和27年11月13日	0.15
2-2-21	上津公園	釜石町上津	0.19	昭和27年10月10日	0.19
2-2-22	上津公園	釜石町上津	0.25		
2-2-23	上津公園	釜石町上津	0.15		
2-2-24	上津公園	釜石町上津	0.28		
2-2-25	藤石公園	釜石町藤石	0.12	昭和15年10月2日	0.12
3-1-1	藤石公園	釜石町藤石	0.05	昭和27年2月25日	0.05
3-1-2	絆子公園	釜石町絆子	0.05	昭和27年4月10日	0.05
3-1-3	尾崎公園	釜石町尾崎	1.0	昭和27年5月4日	0.7
4-1-1	大平公園	釜石町大平	5.8	昭和27年4月1日	5.6
4-1-2	大栗公園	釜石町大栗	4.0	昭和27年2月16日	0.13
4-1-1	水戸公園	釜石町水戸	5.3	昭和27年2月16日	48.7
4-1-2	平野公園	釜石町平野	3.0	昭和27年2月16日	5.0
緑地	釜石1号大平線公園	釜石町大平	10.5	昭和27年2月16日	6.6
緑地	釜石1号大平線公園	釜石町大平	0.2	昭和27年2月25日	0.2
広場	広場1号絆子公園	釜石町絆子	0.4	平成2年12月14日	0.4

用途地域内の建築物の用途制限の概要	用途地域	建築物の種類	用途制限
第一種住居地域	第一種住居地域	第一種住居建築物	第一種住居建築物
第二種住居地域	第二種住居地域	第二種住居建築物	第二種住居建築物
第三種住居地域	第三種住居地域	第三種住居建築物	第三種住居建築物
第一種中高層住居地域	第一種中高層住居地域	第一種中高層住居建築物	第一種中高層住居建築物
第二種中高層住居地域	第二種中高層住居地域	第二種中高層住居建築物	第二種中高層住居建築物
第一種商業地域	第一種商業地域	第一種商業建築物	第一種商業建築物
第二種商業地域	第二種商業地域	第二種商業建築物	第二種商業建築物
第一種工業地域	第一種工業地域	第一種工業建築物	第一種工業建築物
第二種工業地域	第二種工業地域	第二種工業建築物	第二種工業建築物
第一種業務地域	第一種業務地域	第一種業務建築物	第一種業務建築物
第二種業務地域	第二種業務地域	第二種業務建築物	第二種業務建築物
第一種公共施設地域	第一種公共施設地域	第一種公共施設建築物	第一種公共施設建築物
第二種公共施設地域	第二種公共施設地域	第二種公共施設建築物	第二種公共施設建築物
第一種公園緑地地域	第一種公園緑地地域	第一種公園緑地建築物	第一種公園緑地建築物
第二種公園緑地地域	第二種公園緑地地域	第二種公園緑地建築物	第二種公園緑地建築物
第一種河川敷地域	第一種河川敷地域	第一種河川敷建築物	第一種河川敷建築物
第二種河川敷地域	第二種河川敷地域	第二種河川敷建築物	第二種河川敷建築物
第一種遊園地域	第一種遊園地域	第一種遊園建築物	第一種遊園建築物
第二種遊園地域	第二種遊園地域	第二種遊園建築物	第二種遊園建築物
第一種臨海地域	第一種臨海地域	第一種臨海建築物	第一種臨海建築物
第二種臨海地域	第二種臨海地域	第二種臨海建築物	第二種臨海建築物
第一種風景林地域	第一種風景林地域	第一種風景林建築物	第一種風景林建築物
第二種風景林地域	第二種風景林地域	第二種風景林建築物	第二種風景林建築物
第一種森林地域	第一種森林地域	第一種森林建築物	第一種森林建築物
第二種森林地域	第二種森林地域	第二種森林建築物	第二種森林建築物
第一種農用地	第一種農用地	第一種農用建築物	第一種農用建築物
第二種農用地	第二種農用地	第二種農用建築物	第二種農用建築物
第一種園芸地域	第一種園芸地域	第一種園芸建築物	第一種園芸建築物
第二種園芸地域	第二種園芸地域	第二種園芸建築物	第二種園芸建築物
第一種遊園地	第一種遊園地	第一種遊園地建築物	第一種遊園地建築物
第二種遊園地	第二種遊園地	第二種遊園地建築物	第二種遊園地建築物
第一種公園	第一種公園	第一種公園建築物	第一種公園建築物
第二種公園	第二種公園	第二種公園建築物	第二種公園建築物
第一種広場	第一種広場	第一種広場建築物	第一種広場建築物
第二種広場	第二種広場	第二種広場建築物	第二種広場建築物

◆ 注意 ◆

- この図面は平成20年3月現在のものです。計画は変更されることがありますので利用に当たっては注意が必要です。
- この図面は概略図ですので詳細については釜石市役所都市計画課でご確認ください。
- 許可なくしてこの図面を複製することを禁じます。

## 釜石都市計画 片岸地区被災市街地復興土地区画整理事業の変更 総括図

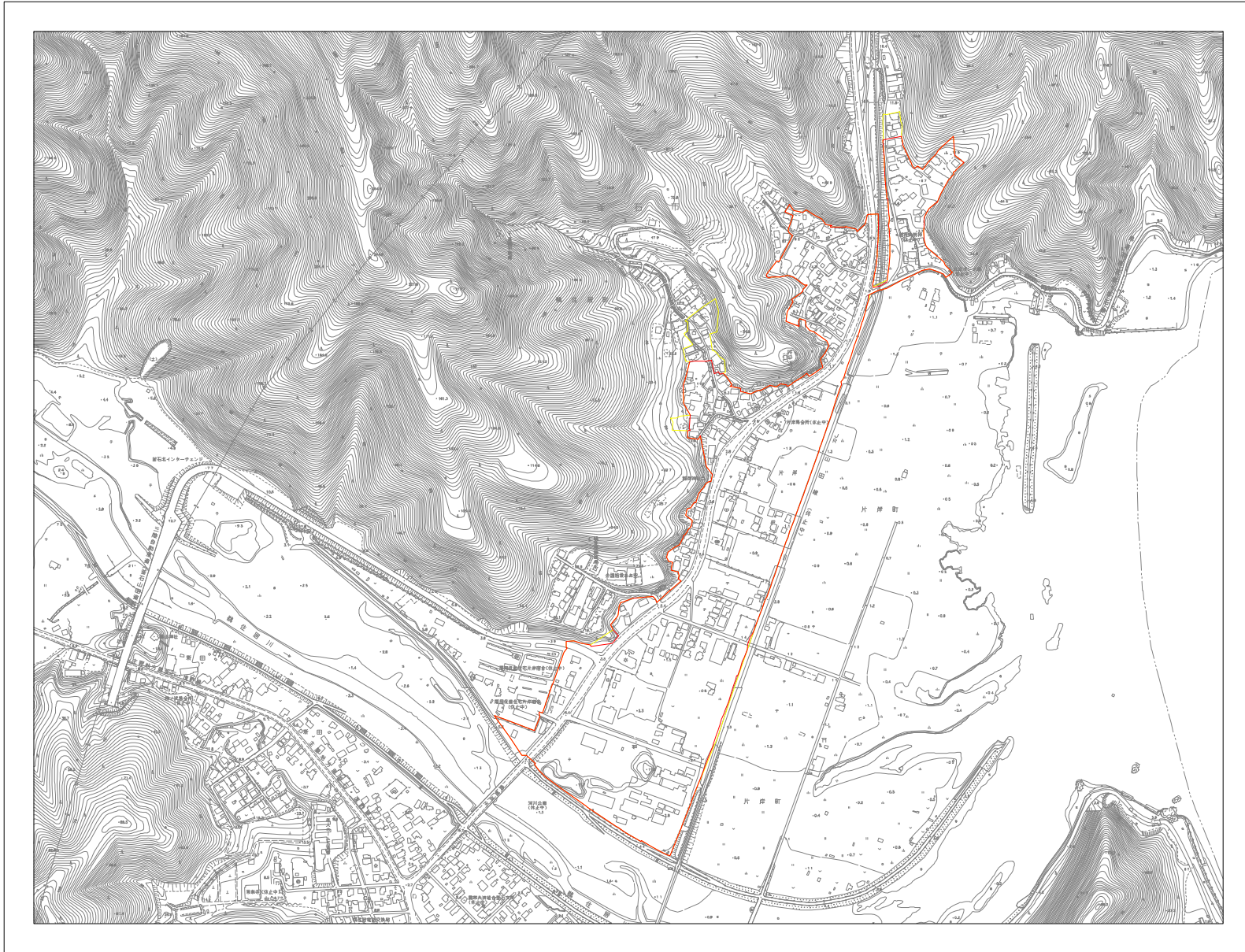


土地区画整理  
施行区域界 (変更後)

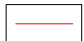
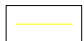
土地区画整理  
施行区域界 (变更前)



# 釜石都市計画 片岸地区被災市街地復興土地区画整理事業の変更 計画図



North arrow symbol (N) pointing upwards.

	土地区画整理 施行区域界 (変更後)
	土地区画整理 施行区域界 (変更前)



S=1:2,500